

京 都 大 学 に お け る 学 生 納 付 金 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前				改 正 後			
(前 略) 第 2 条 本学において徴収する授業料、入学料及び 検定料の額(第6条に定めるものを除く。)は、別 表第1のとおりとする。 2 } (略) 3 } (中 略)				第 2 条 } (同 左) 2 } 3 } 附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。			
別表第1(第2条関係) 第1表 学生に係る授業料等(別表第2に掲げる ものを除く。)				別表第1(第2条関係) 第1表 学生に係る授業料等(別表第2に掲げる ものを除く。)			
区分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)	区分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)
学部	535,800	282,000	17,000	学部	535,800	282,000	17,000
大学院研究科	535,800	282,000	30,000	大学院研究科	535,800	282,000	30,000 (出願書類等による 選抜を行う場合 は10,000)
法科大学院	804,000	282,000	30,000	法科大学院	804,000	282,000	30,000
		(略)				(同 左)	
(後 略)							